

飼い主が知っておくべき
マナーとルールを学ぼう！

犬・猫の飼い方講習会 & 譲渡会 in 湯浅

すでに飼っている方も、これから飼おうと思っている方も
センターからの譲渡を希望する方も、ぜひ受講してくださいね！

和歌山県動物愛護センターでは、犬・猫の飼育を希望する方へ譲渡を行っています。
譲渡を希望される方は飼い方講習会を受ける必要があります。
今回、この講習会・譲渡会を湯浅で開催します。この機会に、ぜひご受講下さい。
発熱や咳、咽頭痛などの症状のある方、体調のすぐれない方は参加をお控えください。
来所時はマスクの着用をお願いします。

【日程 & 場所】

令和4年5月20日（金）：湯浅保健所（湯浅町湯浅2355-1）

2階 大会議室

【時間】

11:00～12:00 飼い方講習会

※譲渡会に参加するには講習会の受講が必要です。

※予約は不要ですが、遅刻した場合途中からの受講はできません。

※受講は会場内での過密を避けるため代表者1名のみでお願いします。

13:30～14:30 譲渡会（飼育環境調査とマッチング）

面接で飼育環境を確認します。詳しくは裏面をご覧ください。

適正な飼育環境が確認できない場合、譲渡できないことがあります。

（当日、譲渡できる動物がない場合、マッチングは中止となります。）

※飼い方講習は随時リモートで実施しています。詳細はこちら

※犬を譲渡する場合狂犬病予防注射代2,700円が必要です。

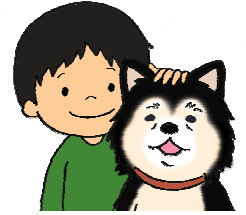
※譲渡会は天候等により中止する場合があります。



お問い合わせ先：和歌山県動物愛護センター（073-489-6500）

本当にきちんと飼うことができますか？

和歌山県動物愛護センターでは、事前に面接により下のような「飼育環境調査」を行い、適正が確認されてから動物を譲渡します。



- ✓ 本当にきちんと飼うことができるかどうか
飼い始める前にチェックしてみましょう！

- 家族の一員として迎える心構えができています
- 家族全員が動物を飼うことに賛成しています
- 引越しや家族構成が変わっても、最期まで飼いつづけることができる
- 子供が飼いたいというだけでなく、世話・しつけをする大人がいる
- 集合住宅の規則や賃貸契約等で動物の飼育が禁止されていない
- 食事代、病気の予防や治療代、犬の場合は登録・狂犬病予防注射代などの費用、毎日の食事や散歩などの手間を惜しまない
- 動物に関する法律および条例を守ることができる
- オスでもメスでも不妊手術を受けさせる
- センターが行う電話調査や家庭訪問に協力できる
- 入院したときなど、万一の時に代わりに責任を持って世話をしてくれる人がいる
- 上の項目で考えている方の住所・氏名・連絡先を明らかにできる
- 1年以内に「飼い方講習会」を受講している

— お問い合わせ —

和歌山県動物愛護センター 〒640-1251 和歌山県海草郡紀美野町国木原 372

10:00～17:00 (火曜日休館) TEL.073-489-6500 FAX.073-489-6504

H P <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031601/animal.html>